2014年度 最低賃金の改定

厚生労働省は8月28日、2014年度の最低賃金が全国平均で時給 (①)となり、前年度より16円上昇したと発表した。労使の代表が参加する都道府県の審議会が、地域ごとの最低賃金を答申した。引き上げ幅は4年ぶりの大きさで、厚労省が7月に示した(②)と同額だった。この改定は、(③)月から適用して、これにより手取り収入が生活保護を下回る逆転現象もすべての都道府県で解消する。
最低賃金はすべての企業が従業員に払う最低限の時給で、これを下回ると (④)を払わなければならない。中小のオフィスや店舗、工場で働く人の約7%が最低賃金で働いている。
新しい最低賃金で最も高いのは引き続き(⑤)で、19円上昇の(⑥)。2番目が(⑦)の887円だった。 最も低い沖縄県など7県は677円。13円上がったものの、東京都とは (⑧)以上の差が残る。
最低賃金の手取り収入が生活保護の金額を下回る(⑨)は2013年度に北海道、宮城、東京、兵庫、広島の5都道県で残っていた。逆転している地域では、働かずに生活保護を受けた方が得になるため、 <u>働く意欲をそぐ仕組みとして批判を浴びていた。</u> 政府は2008年度から解消を目指して最低賃金を上げており、2014年度で初めてゼロになる。また逆転現象への対策だけでなく、賃上げで消費を増やす狙いもある。
【8月28日「日本経済新聞」より抜粋】
○上記の記事に「見出し」をつけるとしたら、どんな見出しにしますか?

1年 組 番 氏名

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最 低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

●最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は 高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。